

市第58号議案

市の事務所の位置に関する条例の一部改正

市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例

市の事務所の位置に関する条例（昭和34年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「基き」を「基づき」に、「横浜市中区港町1丁目1番地」を「横浜市中区本町6丁目50番地の10」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

市の事務所の位置を変更する等のため、市の事務所の位置に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

市の事務所の位置に関する条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}} \right)$

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定に^{づき}_基
、市の事務所の位置を次のとおり定める。

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

地方自治法（抜粋）

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（第 2 項省略）

第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。